

第 11 回まちづくり基本条例検討委員会開催結果（要旨）

日時：平成 16 年 8 月 26 日（木）

午後 7 時 00 分～午後 10 時 00 分

場所：ハーモニープラザ 研修室

出席委員 10 人 傍聴者 1 名

（資料説明）事務局より説明

- 資料 1 前回会議の検討結果をまとめたもの
- 資料 2 資料 1 の内容を踏まえ素案を訂正したもの
- 資料 3 条例素案に対する高金委員からの意見
- 資料 4 条例素案に対する各委員からの意見等
- 参考資料 他自治体の提言書等の例として 4 件と芽室町の施行規則

（討 議）まちづくり基本条例素案に対する意見・提言について

（1）条例素案 について

「第 13 条（住民投票）について」

- ・ 1 項の「町長に対して住民投票を請求することができる」を、高金委員からの意見どおり誰が町長に請求するのかを明確にするために、「その代表から町長に対して…」とする。
- ・ 4 項の「町長と議会は、住民投票の結果を尊重し」という表現は、町民も住民投票結果を尊重すべきとの考えから町民を加えて、「町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重し」にしてはという高金委員の意見だが、町民が住民投票結果を尊重するというのはおかしいのでは。
- ・ 町民は住民投票に参加するが、投票結果を踏まえて次の行動を起こせるのは町長が議会であり、条文に町民を加える必要はないのでは。町民が尊重するのは議会で決議された結果である。「町民」は加えず原文のままとする。
- ・ 3 項では町長ができることと、議会の議決を経て住民投票を実施という 2 つの内容が書かれているので別々の項に分けて、1 項は町民が、2 項は議会が、3 項は町長ができることについて書き、新たな 4 項として、いずれにしても議決が必要という項目を作ってはという高金委員の意見だが、現行のままだでも内容に問題がなく、シンプルな条文とすることを考えると、別々の項に分けずに、現行のままでいいと思われるので、事務局とアドバイザーと正副委員長とで、後日整理する。
- ・ 5 項で「住民投票の必要な事項は、別に定めます」という表現があり、第 17 条にその他のことは規則で定めると書かれているが、住民投票についてのことは、本来は

条例で定める事項なので、5項は「条例で定めます」という表現が適切ではないかという高金委員の意見があり、3項と同様に趣旨を変えないで、表現方法について後日整理する。

「第14条（条例の位置づけ）について」

- ・ 条例の位置づけについての条文なので、第1条の次に記載してはどうかという高金委員の意見があり、これも条文の趣旨が変わるわけではないので、後日整理することとする。

「第15条（審査会の設置）について」

- ・ 「審査会を別に設けます」と書かれているが、地方自治法では審査会等の設置は条例で定めることとなっており、この表現のままだと「審査会設置条例」などを新たに作る必要があるのでは、第15条の中に具体的に審査会を設置することを書けば条例で設置したことになり、他の細かいことは規則で載せても差し支えないことになるという高金委員の意見があり、そのようにすることとする。
- ・ 審査会の名称については後ほど条例の名称を決めてから、その名称を踏まえて決めることとする。

「第8条（情報の共有と提供）について」

- ・ 1項は第1条に、2項は第6条4項に類似する条文があるので、第8条は削除してはという高金委員の意見だが、情報の共有と提供というのは、この条例の五本柱の一つであるということを以前に確認しており、重要な項目であるため、類似してはいるが原文のまま残すこととする。

「その他について」

- ・ 高金委員からいただいているその他の意見については、条文の内容に変更はなく、字句等の整理のため、事務局とアドバイザーと正副委員長とで、原文の趣旨は変えずに後日整理させていただく。
- ・ 前回会議で町民からの意見を踏まえた条例素案を整理したが、意見をくれた町民への対応をどうするかということで、事前に委員から意見を提出してもらったところ、資料4の に載せたとおり、前回会議で検討委員会として整理した結論でよいとの意見が1件あったので、意見をくれた6名の町民へは、前回会議での整理結果で回答することとする。

(2) 条例の名称について

- ・ 事前に委員から提出していただいた意見では、これまで仮称として使ってきた「まちづくり基本条例」でよいという意見が3件と、「基本条例」と「参加条例」の区分を確認すべきという意見が1件あった。

- ・ 「清水町まちづくり基本条例」で問題ないとは思いますが、インパクトのあるユニークな名称がいいのでは。
- ・ 町民に注目してもらおうという意味から、町民から公募してみてもどうか。
- ・ 検討委員会として名称を公募するのは時間がないので、今までの「清水町まちづくり基本条例（仮称）」として町へ提言し、町民の関心を高めるためにも名称は公募をしてはどうかと附帯意見を付けることとする。

(3) 条例の趣旨の周知・浸透策について

- ・ この条例の趣旨をどのようにして町民に周知させるかということで前回会議でも議論したところ、条例の趣旨や住民参加の重要性を理解してもらうためのフォーラムを、検討委員会が主催して開催してはとの意見があったが、検討委員会というのは町から諮問を受けて、条例案を提言するのが役割であり、それ以上のことをするべきではないと思う。
- ・ フォーラムで出された町民意見により条例案を訂正するとなると、いつまでも条例案が固まらない。検討委員会としては広報で町民意見を募集し、少数だが町民から出された意見について議論もしているし、3月には検討委員会主催ではないがフォーラムも開催しており、検討委員会としてすべきことはやってきた。開催するとすれば、それは条例制定後の行政の役割だと思う。町でフォーラムの開催をと附帯意見を付ければよい。
- ・ フォーラムの内容としては、各条の説明をして町民意見を聞くのではなく、この条例の必要性や町民参加の重要性が町民に理解されていないので、そのことを説明する内容で開催すべき。今はまだ、そのことが町民に理解されていないと思うので。
- ・ フォーラムで町民意見を聞き、その意見により今から条例素案を訂正はできないと思うが、条例制定後に、この条例を用いてのまちづくりの演習を行う必要はあると思う。
- ・ 町民参加のまちづくりを推進するための条例をつくるのだから、附帯意見で浸透策は町に頼むというのはおかしい。検討委員会としてフォーラムを開催すべき。それがこの会の当初の考え方ではなかったか。
- ・ 検討委員会として開催するとしても、講師をよぶための予算も与えられていないため、開催は難しいと思う。
- ・ 予算が無ければ無いなりに取り組んでいくのが協働のまちづくりではないか。
- ・ 検討委員会は町へ条例案を提言した時点で役割を終えたとして、その後この条例を具体的に実践していく継続的な別組織、例えば実行委員会のようなものをつくり、その組織でフォーラムも開催しては。
- ・ 町へ提言後に、町民の実行委員会と町の両方で条例の実践に取り組んでいくのは、まさに協働のまちづくりと言えると思う。
- ・ 町へ提言前にフォーラムを開催しないと、物事が決まってから周知するという、従来の行政のやり方と変わらない。これからこの条例を町へ提言するので、町民皆で

- 考えようというのがこの条例の趣旨なのだから、提言前に検討委員会としてフォーラムを開催し、一般町民との議論の場を設けるべき。この条例の内容について議論することは、今までのまちづくりの手法について検証するということでもある。
- ・ 広報で意見を募集したが意見が少なかったのもっと多くの意見を聞きたいのでフォーラムを開催し町民意見を聞きたいとの考えだと思うが、開催するなら1回だけでなく、何度も開催する必要があると思う。
 - ・ この条例案についてはこれまで皆さんで何度も議論し、魂のこもったものになっていると思うので、事務局としては早く提言してほしいというのが本音。提言を受けることで職員の研修会を行い、職員意識も変わるとし、町民への浸透が不十分な部分は、町として色々な方法で取り組めるのなど、早く次の取り組みをしたい。
 - ・ 魂のこもった条例にするということは、検討委員会で1回だけフォーラムをやればいいのかという問題ではない。現時点で検討委員会としてフォーラムを開催する必要があるのか疑問である。
 - ・ この検討委員会は、町から諮問を受け、条例案を提言するだけが役割であり、フォーラムの開催となると検討委員会の役割を超えてしまう。そこまでやる必要はない。町からの諮問には、町民への浸透も図れということに含まれていないと思う。
 - ・ このような条例が必要と考えたのは町であり、そこで町が検討委員を公募して諮問したということを見ると、町民への周知は町の役割ではないか。
 - ・ 様々な意見があったが大半の意見としては、まずは町へ提言し、その後に検討委員会とは別の実行委員会のような組織や町が、平行して町民への浸透を図ってはとの意見だったので、そのようなことでよろしいか。
 - ・ 納得できない委員もいるようなので、この件だけでもう一度議論の場を設けては。
 - ・ フォーラムを開催するなら、具体的にどのような内容にするか議論していないので、それを議論すべき。今からの開催が間に合うかも含めて。
 - ・ 検討委員会としてフォーラムか何かをするという議論であれば、議論の必要はない。それは検討委員会の責務ではない。町民への浸透策として、行政はこのように取り組むべきとか、実行委員会でこのように取り組んでほしいという、附帯意見に関連する部分についての議論であれば、もう一度議論してもいいと思うが。
 - ・ この件については、次回にもう一度議論することとする。

その他

- ・ 次回は9月16日(木)、農村改善センターで開催する。

まちづくり基本条例検討委員会（第11回）開催結果

日 時：平成16年8月26日（木）19:00～

会 場：ハーモニープラザ 研修室

出席委員 ... 阿部委員、太田委員、大月委員、川端委員、川上委員、北村委員、高金委員、
田中委員、八木委員、横山委員 以上10名

町出席者 ... 総務課 草野参事、上出補佐、斎木係長、我妻主査

傍聴者 ... 1名

委員長あいさつ

皆さんお晩でございます。本日の会議では、前回の会議で議論していただいた案件のうち、引き続き議論していただくものも何件かある。それらを含めて本日議論していただく内容として、まず1つ目は条例素案の中の語句の表現等について、町の文書係長でもある高金委員から意見をいただいているので、その内容について皆さんの意見をお聞きしたい。

2つ目は、前回の会議では時間がなくて結論が出ていなかった、この条例の趣旨を広く町民に理解してもらおうという内容で、この検討委員会として町民向けのフォーラムのようなものを開催してはどうかという件について、再度皆さんの意見をお聞きしたい。

その他として、条例の名称をどのような名称にしたらいいかということと、検討委員会から町へ提言する際に、附帯意見としてどのような意見を付するかということについて議論いただきたい。本日も限られた会議時間であるが、皆さんの意見をお聞きしたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

（資料説明）

事務局より資料1～4と参考資料について説明。資料1は、前回会議での検討結果をまとめたもの。資料2は、資料1の内容に素案を訂正したもの。資料3は、高金委員が町の文書係長としての視点で見た際の意見。資料4は各委員から事前にいただいた意見。参考資料は、他の自治体の答申書や提言書等の例として4件と芽室町の施行規則を載せたもの。

（討 議）

まちづくり基本条例素案(2)について

（第13条について）

委員長：先ほどの事務局からの説明のとおり、町の文書係長でもある高金委員から専門的な立場として、条例素案に対する意見を資料3のとおりいただいているので、その詳しい内容を高金委員より説明いただきたい。

高金委員：資料3について説明。

委員長：ただいまの説明によると、各条に対しての意見のほとんどは語句の表現を少し訂

正してはという程度の意見だが、第8条・第13条・第14条・第15条については、趣旨は変わらないが表現の仕方について、もう少し整理してはとのことである。

まず、住民投票についての第13条1項の表現中、「町長に対して住民投票を請求することができる」という表現を、「その代表から町長に対して…」としてはとのことだが、皆さんの意見をお聞きしたい。

高金委員：杉並区の条例ではそのような表現を使っており、分かりやすいのではないかと思ったので。

委員長：そうすることにより、誰が町長に請求するのかが明確になるのではという意見である。そのように訂正するというところでよろしいか。

（委員より異議なしの声あり）

次に、同じく第13条の3項に対する意見について、高金委員より説明を。

高金委員：1項では町民ができること、2項では議員ができることについて書かれているが、3項では町長ができることと、議会の議決を経て住民投票を実施するという2つの内容が書かれているので、それらを分けて表現して、1項は町民が、2項は議会が、3項は町長ができることを書いて、新たに4項として資料3の5ページのように、「町長は、前3項の…することができます。」という、議決が必要だという内容の項目をつくってはどうかというもの。それにより3項の文書は資料3の4ページのように、「町長は、政策の…について、自ら住民投票を発議することができます。」としてはどうかということである。

このように新たな4項をつくるとすると、現行の5項は資料3の5ページのとおり、「前項の条例において、…事項を定めます。」というように具体的な内容とし、現行の4項は6項にして、住民投票結果は町民も尊重すべきものとの考えから、「町長と議会は」という表現を、「町民、議会及び町長は」としてはどうかという意見である。

委員A：町民が住民投票の結果を尊重するというのはおかしくないか。町民自身が投票したのだから。

高金委員：投票の結果が、自分の望んだ結果でも望まなかった結果でも、その結果を理解し、尊重してもらうということ。

委員B：例えば市町村合併についての住民投票を実施したとして、合併賛成が多数という結果であれば、合併反対に投票した町民もその結果を尊重するということだと思う。

委員A：投票結果を町長と議会が尊重して決議をはかるのであって、町民が尊重するのはその議会での結果なのではないか。であれば現行の4項に「町民」と載せる必要はないと思う。

高金委員：この条例の目的に「町民、行政、議会が互いに尊重しあい」とあり、町民も投票結果を尊重する必要があるのではないかといことで、この意見を出した。

委員A：それは分かるが、ここで言いたいのは住民意思を尊重したものである住民投票結果を、町長と議会は尊重してくれと言うことだと思う。

副委員長：委員 A さんが言うのは、住民投票の結果というのは住民自身の意思を尊重した結果なので、現行の 4 項に「町民」と載せる必要はないのではないかとということだ
と思う。

高金委員：しかしそれだと、町民対町長、町民対議会という構図になりかねないと思う。

委員長：住民投票の結果が自分の望んだ結果にならなかった人も、決まった結果には従い
ましようということだと思う。

委員 D：徳島県では、住民投票で住民意思が示されたにも関わらず、議会はその投票結果
を受け入れず、構図的には議会と住民が対立してしまったという例もある。

委員 C：住民投票の結果について、町長と議会は当然尊重しなければならないが、町民そ
れぞれ色々な考えがあるのは当たり前なことであり、そのように町民の考えを一つ
の方向に決めてしまうのは危険なことではないか。ということを見ると、「町民」
は載せる必要がないと思う。

この第 13 条については、地方自治法にも載っている住民投票のことを書いている
条文であり、難しい内容でもあるので、分かりやすくシンプルな条文にするという
ことを考えると、原文をあまり訂正する必要はないのではないか。

委員 D：私は委員 A さんと同じ考え。

委員 A：住民投票の結果を尊重して議会にはかられるわけで、町民が尊重するのは議会で
決議された結果のことである。住民投票の結果を尊重するのは、町民ではなく町長
と議会だと思うので、町民を加える必要はないと思う。

委員 E：条文の表現としては、一般町民にも分かりやすくシンプルでコンパクトなものが
いいと思う。

副委員長：例えば合併問題の住民投票で、「合併賛成」が多数という結果だったときに、
町長がその投票結果を尊重して議会提案し、議会も投票結果を尊重して決議する
という流れを考えると、「町民」は載せる必要がないのかもしれない。

委員長：町民の請求によって実施された住民投票以外にも、2 項のような議員発議により
実施される住民投票というものもあるわけで、そのことを考えると、町民も住民投票
の結果を尊重しなければならないという条文が必要なかもしれない。

ただ、通常考えられるのは、議会発議ではなく町民の請求による住民投票だと思
われ、町民請求による住民投票であれば「町民」は載せる必要がないと思う。

事務局：協働のまちづくりということを見ると、高金委員の言われるように「町民」も
載せた方がいいのかもしれないが、この条文で言いたいのは、町長が町民意思を確
認するために住民投票を実施するとなった場合、町民は投票に参加するわけだが、
住民投票の結果を踏まえて次の行動を起こせるのは町長か議会であるということ
を考えると、この条文に「町民」という言葉はいらぬのではないかとと思う。

町の文書係長でもある高金委員からの今回の意見というのは、検討委員会から町
へ提言した後に、町として内容は変わらなくても条文としての適切な表現に手直し
したりする部分であり、大幅に内容が変わらない部分については、事務的な処理の
問題でもあるので、この場で深く議論する必要はないのではないか。

委員長：条文の趣旨が変わらないのであれば、原文の「町長と議会は」のままでいいか。
(委員より異議なしの声あり)

次に3項と5項についても整理しなければならない。

高金委員：3項については、内容的には2つのことが書かれているので、単純に分けた方が分かりやすいのではないかとのこと。

現行の5項には住民投票に必要な事項は「別に定めます」と書かれていて、第17条にその他のことは規則で定めるということが書かれているが、住民投票というものは本来は条例で定めるものであり、5項は「別に定めます」という表現より、「条例で定めます」という表現が適切だと思って、資料3の5ページのような意見を出した。

副委員長：3項については、町長が発議して議会でそのことをはかり、議決されれば住民投票を実施するという一連の流れを書いているのだし、条文をあまり多くせず、シンプルなものにするとということからも、分けなくてこのままでいいのでは。

委員長：内容的に問題がないのであれば、コンパクトな条文にするという考えからも、分けなくてもいいのではないかと。

高金委員：内容的には問題ないのだが、仕事上で色々な条例を見てきて感じるのは、1つの文章に2つの内容が書かれていると、読んで理解しづらいということもあるので分けた方がいいのではないかと思った。ただ、この程度のものであれば、あまり理解しづらくないかもしれない。

委員長：各条文に解説も付くので、このままの表現でも理解してもらえと思う。

委員D：3項の「住民投票を実施することができます。」という表現は、高金委員の言うように分けてしまうと、町民からの50分の1の連署による住民投票請求があっても、町長は議会に提案しなくてもいいように読めるが、分けなくておいた方が住民からの請求があった場合は、町長は必ず議会にしなければならないように読めるので、分けずに現行のままでいいのでは。本当は「住民投票を実施しなければならない」としたいが、地方自治法で「することができる」となっていると思うので、「しなければならない」という表現は使えないのだと思う。

事務局：1～3項は、住民も議会も町長も住民投票を実施できるということを、ただシンプルに載せているだけのこと。この条文のもととなっているのは地方自治法であり、地方自治法によると、住民が有権者の50分の1の署名をもって町長へ住民投票の請求をした場合は、町長は無視できないということになっている。請求を受けた町長は、町長の考えを意見として付けて、議会に付議しなければならないということで、請求があった内容や、請求を受けて議会に付議した結果どうなったかなどを公表しなければならないことも書かれており、委員Dさんが言われるような、町長が請求を無視するようなことにはならない。

委員長：現行の3項を2つの項に分けるかどうかと、現行の5項の表現を変えるかについて、いずれにしても条文としての趣旨は変わらないと思うので、事務局とアドバイ

ザー、正副委員長とで後日整理させていただくということによろしいか。
(委員より異議なしの声あり)

(第14条について)

委員長：次に第14条についての意見を、資料3により高金委員から説明を。

高金委員：「条例の位置づけ」ということなので、第1条の次に記載してはどうかと思ったのだが、何条に持ってくるかは自治体によってまちまちのようである。

委員長：この意見も条文の内容が変わるわけではなく、何条に持ってくるかという配列の問題なので、後日整理させていただきたい。

(委員より異議なしの声あり)

(第15条について)

委員長：設置する審査会の名称を具体的にし、設置については条例で記載してはとの意見だが。

高金委員：この条文では「別に設けます」となっているが、資料3の5ページに意見として載せたとおり、審査会等の設置は地方自治法では条例で定めることと書かれており、「別に設けます」のままだと「審査会設置条例」などを新たに作らなくてはならないので、この第15条の中で具体的な名称で審査会を設置することを記載すれば、それで条例により設置したことになり、他の細かい内容は規則に記載しても差し支えないとなる。要は具体的な名称を決めて、第15条でその審査会を設けるということに記載してはというだけのことである。

委員長：そのようにするということがよろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

高金委員としては、このような名称がいいのではという意見はないか。

高金委員：単純に「清水町まちづくり基本条例審査会」でいいのでは。第16条によると、その審査会は条例の内容を審査する会ということになると思うが、条例の見直しの前段には町としてどのようなことが行われているかなどを検証し、それを条例に反映させるということになると思う。

委員D：審査会で審査するのは条例の内容についてなのか、それともこの条例がまちづくりに反映されているかどうかを審査するのか。

高金委員：まちづくりに反映されているかどうかを審査し、その審査内容を踏まえて、条例の内容を審査するということだと思う。

委員D：そうすると、この審査会というのはまちづくりの全ての部分に関わることになり、大変ではないか。

高金委員：とても大変だと思う。この審査会が担う役割というのはとても重要だと思う。

委員長：条例の名称については後ほど皆さんに議論いただき決めていただくので、決まった条例の名称を踏まえた審査会の名称としたい。

(委員より異議なしの声あり)

(第8条について)

委員長：順番が前後してしまっただが、次に第8条に対する意見について、資料3により高金委員から説明を。

高金委員：資料3の3ページとおり、類似する条文があるので第8条を削除してはということである。

委員長：第8条の表題である「情報の共有と提供」というのは、最初の頃の会議でこの条例の五本柱の一つと確認したことだと思うが、高金委員が言われるとおり類似する条文が他にある。類似する部分を比べると、言葉が若干違う程度だと思う。

高金委員：ただ、「情報の共有と提供」という項目は、五本柱の一つでもある大切な部分でもあるので、類似する条文が他にあるとしても、残しておいて構わないかもしれない。

委員D：第8条の2項では「情報をわかりやすく速やかに提供する」という表現だが、「わかりやすく」というより「全て」という表現にならないか。行政側が、出せる情報と出せない情報を使い分けているような気もするし、「わかりやすく」となると、行政側はわかりやすくと思って意識的に説明することが、結果的に誘導的な説明になってしまうということも考えられる。わかりづらいかもしれないが、情報を全てそのまま出してくれればいいのかと思うこともある。

委員長：ただ、全ての情報を提供するとなると個人情報の問題などもあり、難しいのだと思う。

事務局：確かに広報による情報提供にしても、わかりやすくまとめることによって、編集者の意思によるまとめ方になってしまうかもしれないので、わかりづらくても要約されていない情報を求める町民がいる一方で、先月の広報で条例素案に対する一般町民の意見を募集した際には、我々としてはわかりやすい言葉を使った条文のつもりでも、言葉がわかりづらいのもっと分かりやすい条文にという意見もあったわけで、多くの町民に対して情報提供する際には、どうしても最大公約数的な内容になってしまうと思う。

高金委員：情報公開条例では、すべての文書を原則公開することになっている。第8条2項の「わかりやすく速やかに」ということになると、事務局が先ほど言われたように、わかりやすくしたために私的な考えが表われてしまい、わかる人とわからない人を作ってしまうことも考えられる。11,000人の町民がいれば11,000通りの解釈の仕方があるわけで、今後この条例の提供の仕方や施行規則の内容についても考えていかなければならない部分であり、苦勞する部分でもあると思う。

そう考えると、わかりやすくした内容が、人によってはわかりづらくなることもあり、資料3の3ページにも意見として書いたとおり、「わかりやすく」という表現は適切ではないのかもしれない。

委員D：情報公開条例に基づいて情報公開の請求をした場合、文書で残っているものは公

開してくれるが、文書を用いずに決まった事項、言葉は悪いが密談的に決まった事項は文書が残っていないので請求できない。全てのことを文書で残しておくということと、請求があった場合は速やかに公開できるようにしておくということが、行政側にとって大切なことだと思う。

ここ数年の清水町を見ていると、どこでどのように決定したのかが一般町民にはわからない、一部の人間の間で決められてしまった事項があると感じる。

委員長：住民参加を推進するには、町は情報公開をしっかりとしていかなければならないという原点を大切にしてほしいということだと思う。

第8条については、高金委員からの意見のように、類似する条文が他の条にあるが、「情報の共有と提供」という重要な項目でもあるため、原文のまま残すということではよろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

ここまで高金委員の意見について、資料3により議論いただいてきたわけだが、字句の整理等もあるので、原文の趣旨は変えずに事務局とアドバイザーと正副委員長とで、本日の意見を踏まえながら整理させていただくということではよろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

次の資料4については、10分間の休憩後に協議することとする。

～ 10分休憩 ～

委員長：再開します。資料4について事務局より説明を。

事務局：前回会議で町民からの意見を踏まえて条例素案を整理したが、意見をくれた町民への対応をどうするかについて、事前に委員の方の意見を文書にて求めたところ意見が1件あり、資料4の として載せている。意見の内容としては、前回会議の中で検討委員会として整理した結論でよいとのことであり、意見をくれた町民の方6名に前回会議の整理結果で回答するということがよろしいかを確認したい。

委員長：事務局の説明どおり、前回会議の整理結果により町民に回答するということがよろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

条例の名称について

委員長：では次に、条例の名称について事務局より説明を。

事務局：条例の名称についても、事前に委員の皆さんから資料4の のとおり、4件の意見をいただいている。「基本条例」と「参加条例」の区分を確認すべきという意見が1件と、これまで仮称として使ってきた「まちづくり基本条例」でよいという意見が3件である。

委員長：「まちづくり基本条例」でよいという3件の意見の他に、「基本条例」と「参加条例」の区分内容を、もう一度話し合い確認してはとの意見が1件あるとのことだが、これは芽室町の条例が「基本条例」という名称から「参加条例」という名称に変更となったことに関連しているのかもしれない。

これまで、「まちづくり基本条例」ということで皆さんに議論いただいていたと私は思っている。3月の研修会の際の資料に条例の分類が載っていて、研修会としては「参加条例」ではなく「基本条例」についてということで開催したところだが、改めて皆さんの意見をお聞きしたい。

委員A：「参加条例」でもいいと思ったが、内容的には「基本条例」というのが適切だと思う。

委員長：これまで、仮称ではあるが「清水町まちづくり基本条例」という名称で、広報や新聞等に掲載してきているし、皆さんも町民の方にそのように説明してきていると思うので、「基本条例」というのが浸透しているとも言える。そのことを考えると、途中から「参加条例」にしてしまうと、町民の方が少し混乱するかもしれない。

委員Aさんの意見を先ほど聞いたので、他の委員さんの意見をお聞かせいただきたい。

委員C：基本条例でいいと思う。

委員F：基本条例のままでいいと思う。

委員E：基本条例のままでいいと思う。

委員B：わかりやすい名称ということ考えると、町民もまちづくりに参加するというところで、参加条例という名称の方がわかりやすいのかもしれない。

委員D：これまで基本条例ということ議論をしてはきたが、内容的には参加条例だと思う。どのように住民参加を推進していくかという内容なので。

それより、「清水町まちづくり」という言葉より適切な言葉がないかと思う。他の自治体の条例の名称を見ると、変わった名称がいくつもある。清水の条例は「まちづくり基本条例」であると言えばそうなのだが、何かインパクトのあるような、ユニークな名称としてはどうか。特にアイデアがあるわけではないが。

委員長：本日配布されている参考資料を見ると、確かに様々な名称がある。委員Gさんの意見は。

委員G：これまで「まちづくり基本条例」ということで議論してきたので、そのままがいいとわたしは思うが、委員Dさんと委員長が言われるように様々な名称が考えられるのであれば、町民から公募をしてみてもどうか。

委員H：私が出した資料4の3番目の意見のとおり、「まちづくり基本条例」という名称が、条例の目的がわかる名称だと思う。

委員長：委員の方の意見を整理すると、「基本条例」と「参加条例」では、大半の委員が「基本条例」がいいという意見であった。「基本条例」という名称とすることによるしいか。

(委員より異議なしの声あり)

次に、「基本条例」の前につく言葉についてだが、これまで仮称で使ってきた、「清水町まちづくり」とするということによろしいか。

委員A：一般町民にも注目してもらおうという意味でも、公募してみてもどうか。

委員G：皆でつくる皆の条例なのだから、公募というのも一つの手かもしれない。

事務局：この検討委員会として名称を公募するのは時間的にも厳しいと思うので、町へは「清水町まちづくり基本条例（仮称）」として条例案を提言し、その際に附帯意見として、住民の関心を高めるためにも、名称については公募してはどうかという意見を付しておけば、その後町として公募するかどうかを判断することになると思う。

条例素案をつくった時点で、それに対する町民意見を広報にて募集はしたが、検討委員会から町へ提言した時点で内容が変わっており、町としては広報誌等で町民にもう一度お知らせする必要があると思うので、その際に名称を公募するということもお知らせできると思う。

委員長：そのようなことによろしいか。

（委員より異議なしの声あり）

条例の趣旨の周知・浸透策について

委員長：それでは、資料4の により事務局から説明を。

事務局：資料4の のとおり、委員さんから6件の意見と、前回会議の傍聴者からの意見として欄外に載せているもの1件、計7件の意見があった。

内容としては町民へ条例の内容を周知する方法として、インターネットやポスター、まちづくり住民大会のほか、町民向けのフォーラムを開催してはという意見が出された。

委員長：前回欠席されている委員さんもいるので説明するが、この条例の趣旨を町民に周知させるにはどのような方法がいいかということが前回会議で話題になり、そのことに対して、委員さんから事前に出してもらった意見が資料4の ということである。これ以外にも意見があればお聞かせいただきたい。

私個人としては、検討委員会というのは町から諮問を受けて提言するまでが役割であり、それ以上のこととして、議会にもどこにも出されていない条例案を検討委員会が町民向けのフォーラムなどをすべきではないと考えている。もしそのフォーラムで町民から出された意見により、条例案を訂正するとなると、いつまでたっても条例案が固まらない。検討委員会としては、条例素案を広報等で掲載し、町民からの意見をいただいて、その意見を踏まえて内容を変更したりもしているわけで、他の委員の意見として、資料4の に「本委員会としてフォーラム等の開催には疑問を感じる。それは条例制定後の行政の役割である」という意見も載っている。

今年の3月には、検討委員会の主催ではないが、町民も参加できるフォーラムも開催しており、検討委員会としてすべきことは行ってきたと思っている。従って、検討委員会としてフォーラムを開催するよりも、町へ提言する際に、条例を町民に浸透させるためにも町としてフォーラムを開催してほしい旨の意見を付してはどう

か、というのが私の考えであるが、他の方のご意見は。

委員B：フォーラムの内容としては、条例の各条について説明するのではなく、なぜこのような条例や町民参加が必要なのかという内容で、検討委員会として開催して、町民の意見を聞くことが大切だと思う。今はまだ、この条例や町民参加の必要性が理解されていないと思うし。

委員D：資料4の の6つ目の意見として、「本条例を生かすも殺すも、条例制定後の行政の役割である」とあるが、そうではないということ、この検討委員会として議論してきたと私は思っている。

町民向けのフォーラムを開催して町民意見を聞き、その意見を踏まえて条例素案を今から訂正する必要はないと思うが、この検討委員会の役割として町へ提言した後に、この条例を用いてのまちづくりの演習のようなものを町民と行う必要があると思う。そのことを行政の役割だと投げ出してしまうのはどうかとも思う。

委員A：私も同感である。住民参加のまちづくりのための条例を作ったのに、浸透策については行政に頼むと検討委員会が言うのはおかしいのでは。

確かに委員長の言われるように、検討委員会としてそこまでする必要があるのかと言われると私はわからないが、一町民として考えると、検討委員会としてフォーラムを開催しても構わないのではないか。町民参加のまちづくりをしていきましょいうという条例なのだから、そのようなフォーラムの開催が必要だと思う。それが当初の考えではなかったか。

委員長：他に意見がある方は。

委員H：前日も言ったが、町へ提言する前に検討委員会としてフォーラムを開催すべきだと思う。一般町民は条例というものに馴染みがないという意見があったので、そうではなく、一般町民にもわかりやすい基本条例というものができたということを目にしてもらう機会を、条例案策定に携わった検討委員会として提供する行動は必要ではないか。方法は色々あると思うが、町のホームページ等に掲載しても、あまり見てもらえないというといことであれば、やはり別の方法が必要だと思う。とにかく、町民がこの条例を目にする機会の提供が重要だと思う。

委員D：フォーラムを開催するとしても、この検討委員会の委員で開催すべきだとは思っていない。各委員がフォーラムにどれだけ携われるかというのは、それぞれの事情や考え方もあると思うので、検討委員会としての役割は町へ条例案を提言して終えたとして、この条例によるまちづくりを具体的に実践していくための担い手というか、組織を作る必要があると思う。

我々がこれまで議論してきたことが、条例という文書になって終わりというのではなく、具体的な行動で実践していきたいと考えている。忙しくて私はどれだけ携われるかわからないが。

この条例を実践していく組織としては、フォーラム開催の際だけでなく、自主参加の恒常的な組織をつくってもいいかもしれない。

委員長：今の委員Dさんの意見の内容を確認したいのだが、検討委員会は町へ提言して役

割を終えて、別な組織として、例えば実行委員会のようなものを設けてはということか。

委員D：はい。必ずしも委員会として開催する必要はないのではないかとということ。

委員長：色々な考えがあると思うが、皆さん共通しているのは、条例を作るだけではなく、その条例の趣旨を町民へ浸透させることが重要であるということだと思う。どのような方法がいいかということであり、例えば検討委員会としてフォーラムを開催するとしても、検討委員会としての予算が全く与えられていない中で、講師の方に来てもらうのも難しいし、我々委員だけで行うのも現実には難しいと思う。

先ほどの委員Dさんの意見では、検討委員会としては町へ提言して役割を終えて、その後別組織の実行委員会のようなものが、町民への周知をしてはどうかとのことである。

委員D：賛同する方がいれば、この委員以外の方にも参加してもらって。

委員長：事務局としてはどのように考えているのか。

事務局：フォーラムを誰が開催するかということだが、当然行政としても条例の浸透を図っていかねばならないし、町が検討委員会から提言を受けて議会へ出す前に、手直しなども必要になると思うが、町が提言を受けることで何よりもまず、職員の意識が変わってくると思う。この条例の中身としては、柱も決まって魂のこもった条例になっていると思うので、町としてはなるべく早く提言していただき、町民への浸透が不十分な部分は、広報誌やふれあいトークといった制度などを利用し、町として色々な方法で周知していく必要があると思う。

検討委員会は町へ提言して解散となるが、せっかく今まで携わってきた委員なので、委員Dさんが言われたように、全員がとはならなくても解散後も別組織として条例の実践に携わっていくという、町と住民との両方で取り組んでいくというのも、まさに協働のまちづくりであると思う。

委員長：皆さんの意見として共通しているのは、この条例の趣旨を町民に浸透させるということが重要であるということだと思うが、先ほども言ったとおり、この検討委員会としては予算も与えられていないわけで、検討委員会として開催するのは難しいのではないかと思う。

他には、検討委員会として町へ提言する際に、町民へこの条例を浸透させる取り組みをする実行委員会を組織するという意見を付すことも考えられるが、実行委員会を組織するにも予算を伴うことになると思うのだが、そのような予算は確保できるものなのか。

事務局：予算の問題の前に、どのような形で取り組んでいくのかということを検討する必要があると思う。

委員D：どこの自治体も財政が厳しいという状況の中で、どのようにまちづくりをしていくかを考えていかなければならないわけで、金が無ければ無いなりに協働してまちづくりに取り組んでいく必要があると思う。

事務局：この条例の柱の一つとして、情報の共有や協働のまちづくりというものがあると

思うが、協働のまちづくりを具体的にはどのように進めていくかというのが課題になると思うので、住民と行政で話し合いをしながら、具体的な取り組みをしていく必要があると考えている。

委員長：問題はその前段として、町へ提言する前に検討委員会としてフォーラムを開催するか、委員Dさんの言われるように、まず町へ提言をして、その後の町民への浸透策については、検討委員会とは別組織が、町の取り組みと平行して継続的に取り組むかということである。

委員D：町へ提言前に検討委員会でフォーラムをとると、1回きりで終わってしまうと思うので、検討委員会とは別の組織で継続的に取り組むのがいいと思う。

委員A：確かに1回限りで終わってしまうかもしれないが、私の考えとしては町へ提言前にフォーラムを開催すべきだと思う。

委員B：町へ提言後に開催するとなると、物事が決まってから周知するという、従来の行政のやり方と変わらないのではないか。そうではなく、これからこの条例案を町へ提言するので、町民皆で考えようというのが条例の主旨だと思う。

提言後にも条例の発展のためになど、色々な形で開催することもあると思うが、やはり提言前に一般町民と議論する機会をつくるのが重要だと思う。この条例の内容について議論するということは、今までのまちづくりのやり方を検証するということにもなると思う。検討委員会として町民と議論したり、議員さんたちと議論したりすることも本来は必要なことだと思う。

予算の話もあったが、予算が無ければ無いなりに工夫して取り組んでいくのが、これからのまちづくりだと思う。予算が無いからできないということだと、まちづくりはやっていけない。

委員長：ほかに意見のある方は。

副委員長：資料4の の6つ目の意見は私の意見なのだが、私の考えとしては、この会は条例案を検討する委員会なので、検討委員会として広報誌等により周知し、町民からの意見や提言を募集し、その意見等をもとに議論して整理した条例案を町へ提言するのが役割だと思っている。資料4にも意見として書いたとおり、その条例に魂を入れるのは行政だけではなく、行政と住民の役割であると思っている。

検討委員会としては一度区切りをつけて、委員Dさんの言われるように、その後は別組織の住民活動の中で条例の推進や啓蒙をし、行政としてはこの条例を活かしたまちづくりをしていくべきものだと思う。

公募委員も含めた検討委員会として、フォーラムをやるべきなのかと思う。この条例を魂の入った生きた条例にしていくということを考えると、先ほど委員Dさんが言われたとおり、検討委員会としてフォーラムを1回やればいいんだという問題でもないと思う。これは行政側にもいえることである。

そういったことを考えると、今の時点で検討委員会としてフォーラムを開催することが必要なことなのか疑問に思える。

委員D：確かに条例案はほぼ出来上がっているので、今から町民と議論してもという感じ

もある。

委員長：この検討委員会というのは、町から条例案を検討してくれと諮問を受けたのだから、条例案を町へ提言するだけが役割の会であると思う。検討委員会としてフォーラムまで開催するというのは、検討委員会の役割の範囲を超え、先走ってしまうことになると思う。検討委員会としての役割や責任としては、そこまでやる必要があるのかどうか疑問である。

委員D：私は、もし検討委員会としてフォーラムを開催するのであれば、もう少し早い時期にすべきだったと思う。

委員長：どれだけの町民が関心を持ってくれたかは別として、条例素案を広報誌に掲載して全戸配布し、少数ではあったが町民からも意見・提言をいただいた。そして、その意見についても検討委員会として議論もした。

フォーラムの開催についても、開催する前からこのようなことを言うのはあまりよくないが、広報掲載による町民意見が少数だったのと同様で、多くの参加者は期待できないのではないか。それなら町に開催してもらっても同じだと言われるかもしれないが。

町からの諮問には、町民の意見もしっかり聞いて、町民への浸透もしっかり図ってくれということまでは含まれていないのではないか。

委員B：それは今までの考え方であって、そこまで型をはめて難しく考える必要はないと思う。まちづくりの基本となる皆にとって大切な条例をつくるのだから、広く町民の意見を聞くべきだし、町民の関心が無いのなら、どのようにすれば感心を持ってもらえるかという工夫も必要である。町へ提言前に開催しても同じだというのであれば、提言後に開催しても同じこと。1回しか開催しないなら意味がないというなら、2回でも3回でも開催すればいい。

とにかく、多くの町民に少しでも関心を持ってもらえるようにしていく必要があるわけで、条例ができてから町民に「さあ、やりましょう」と呼びかけても、なにをすればいいのかということになってしまう。

そういったことから、開催するには少し遅かったかもしれないが、町への提言前に開催することが大切なのではないか。具体的にどのような内容がいいかは分からないが。

委員D：検討委員会としてまとめた条例案を町へ提言しても、議会等で手直しされることも考えられる。

委員B：そういったことから、議会で簡単に手直し等ができないように、多くの町民の意見を反映させた条例案を作る必要があると思う。

委員D：検討委員会として、我々委員が考えるまちづくりの基本原則というものを、条例案として町へ提言するわけで、その後に町や議会がどのように取り扱うかは分からないが、条例の内容は3年以内に見直すことにもなるわけだし、それでいいのではないか。

委員長：町へ提言する前に、この検討委員会として町民に条例の趣旨を説明するためのフ

フォーラムを開催してはという意見と、まずは町へ提言した後に、検討委員会とは別組織や行政が啓蒙活動などをしてはという2つの意見が出ているわけだが、いずれにしても町民がまちづくりの主体になってもらうためのものであり、条例ができただけではいけないということである。

ただ、検討委員会としては広報で町民意見を募集し、少数だったが寄せられた意見についても議論したわけで、時間的に何ヶ月も余計にかかってしまうと思うが、フォーラムまで開催するとなるとどのような内容で開催すればいいか。

条例の趣旨や住民参加の重要性を説明するためのフォーラムで、各条ごとの説明をしたり、町民の意見により今から条文を訂正するものではないとのことだが、訂正しないのなら、そのまま町へ提言しても同じような気もするのだが。

委員D：ただ、町への提言前にフォーラムを開催するとなると、現時点で具体的な内容が決まっていなければ難しいのではないか。

委員長：なかなか結論が出ないので、ここでしばらく休憩とする。

～ 20分休憩 ～

委員長：再会します。これまで様々な意見を出していただいたが、町民に条例の趣旨を浸透させたいというのは皆さん共通していることだと思う。ただ、委員さんの大半は、まずは町へ提言することとし、その後に検討委員会とは別組織の、例えば我々や、それ以外のメンバーによる実行委員会のような組織で、条例を町民に浸透させるための取り組みをすることとしてはどうかという意見だったと思うが、そのようなことでよしいか。

副委員長：今委員長が言われた方向で進めるべき。

委員G：ただ、何となく納得できない委員もいるようなので、この案件だけでもう一度議論する場を設けてはどうか。

副委員長：いや、この問題は何度議論しても同じだと思う。

委員G：この件に対する各委員の意見を出し尽くすべきだと思う。大変かもしれないが、本日欠席している委員もいるわけだし、もう一度議論の場を設けるべき。

委員長：事務局に確認しておくが、このようなことで予定が少し遅れても構わないか。

事務局：構わない。

副委員長：ただ、この件に関しては何度も議論するのがいいとは思いますが、皆さんそれぞれ都合があるので欠席者がいるのは仕方ないことであり、この件だけで前回の会議と、本日の約1時間の議論で、先ほどの委員長のまとめのとおり、ある一定の方向が出たのであれば、その方向で進むべきだと思う。私は何度議論しても同じだと思う。

委員D：何度議論しても同じと言うが、フォーラムを開催する場合は具体的に何をするのかをまだ議論していないので、それを議論すべき。間に合うかどうかも含めて。

事務局：合併問題について現在議論されているというような具体的な案件があって、その

ためにこの条例が必要というような説明ができれば町民も分かりやすいと思うが、そのように具体的な案件が現在はないのであれば、まちづくりについての重要な問題については、住民と情報を共有し、協働のまちづくりを進めていくんだという説明しかできないかもしれないが。

副委員長：この検討委員会は、住民への浸透策として何かをするというような会ではないと思っている。その方法として、行政はこのように取り組むべきだとか、委員Dさんが言われたように、別の組織として取り組むべきというような、手法についてはこの検討委員会として議論すべき問題だが、検討委員会として住民に対しての推進や浸透策は、やるべき任務ではないと思う。

検討委員会として取り組むのではなく、このような手法が考えられるのではという議論であれば、もう一度議論する必要があるかもしれないが、検討委員会として何かをするという議論であれば、それは検討委員会の責務ではないと思う。

委員長：資料4の で、フォーラムの開催や条例の周知・浸透策について、委員さんから事前に出していただいた意見を載せているが、フォーラムについては3月に一度開催している。ただ、参加者は少なかったため、この時期にもう一度開催すれば参加者はもっといるのかもしれない。多くの方に参加していただくために、各町内会長や農事組合長、地域団体の代表などに案内をし、検討委員会か町かのどちらかで開催するにしても、予算も無く難しい部分もあると思う。

それよりも大事なものは、町から諮問を受けた検討委員会が、町民の意見をまとめるような取り組みをすべきなのかということを見ると、私も副委員長と同じ考えで、検討委員会にはそこまでの責務は無いと思っている。町がこのような条例が必要と考えて、検討委員を公募して諮問したということを見ると、町民への周知というのは町の役割なのではないか。検討委員会としては附帯意見とともに条例案を町へ提言し、それで役割を終えることになるのではないか。

事務局：検討委員会として町へ提言する前段として、フォーラムを開催してはとの意見があるが、開催するには一度だけでなく、その後も何度も開催する必要があると思う。広報誌で条例素案を掲載し、町民意見を募集したが6人の意見しかなかったため、もっと多くの町民意見を聞きたいという考えもあるのだと思う。

ただ、町への提言前にフォーラムを開催し、町民からの意見を聞いたとして、今まで議論して作ってきた条例素案を訂正するのとなったときに、訂正することもあり得るというのであればフォーラムを開催してもいいと思うが、すでに広報で意見を募集して、その意見を踏まえて議論してきたのだから、今から訂正することはないというのであれば、町としては検討委員会からの提言を早くいただき、職員の研修会や町民への周知など、町としての次の取り組みに早く移りたいというのが本音である。

委員長：検討委員会として町民意見を全く聞いていないのならよくないが、広報にて町民意見の募集などは行った。

委員D：フォーラムを開催し、多くの町民からの意見が出されたとして、それらの意見を

今から条例案に盛り込めるかというと思う。我々委員が聞いても、その内容は盛り込めないなと思うような意見の方が多いかもしれない。

副委員長：先ほども言ったが、検討委員会として何かをしなければならないという問題ではなく、実行委員会のような別組織で取り組んではどうかというような、手法としてどのようなことが考えられるかという議論であれば、もう一度議論してもいいと思うが、この検討委員会として何かをするという議論は必要ないと思う。それは検討委員会の責務ではない。手法としてどのようなことが考えられるかというのは、附帯意見にも関連する部分だと思う。

委員長：色々な意見を出していただいたが、この会場の閉館時間もあるので、この件だけでもう一度議論する場を設けることとしてよろしいか。

(委員より異議なしの声あり)

本日予定していたうち、今議論の途中だった(3)と(4)が残ってしまったが、これらは次回に議論していただくこととして、次に次回の日程について事務局より説明を。

事務局：馬淵アドバイザーが所用により本日欠席しているが、次回は出席いただきたいということであれば、9月13日まで予定が入っているとのことなので、13日以降に開催することになると思う。いずれにしても馬淵アドバイザーに確認する必要があるが。

委員長：それでは次回は9月16日(木)に農業改善センターで開催ということではどうか。

(委員より異議なしの声あり)

それでは次回は、本日議論の途中だった(3)の「条例の趣旨の周知・浸透策について」と、(4)の「提言書の内容について」を議論することとし、本日の会議はこれで終了したい。ありがとうございました。